岩手県保健福祉部長寿社会課介護福祉担当

【東日本大震災関係】

東日本大震災に伴う高額介護サービス費等の支給並びに食費及び居住費等の負担限度額認定等の運用等について

このことについて、厚生労働省から別添(写)のとおり取扱いが示されましたので、お知らせします。

ついては、趣旨をご理解の上、適切な対応をお願いします。

記

(通知の概要)

1 食費・居住費等の負担限度額認定証等の更新は、原則として、7月1日とする。 その際、前年所得を把握できない場合には、前々年所得又は被保険者による簡易申告 に基づき、暫定的に更新しても差し支えないこととする。

なお、次の市町村においては、それぞれ定める期間まで有効期限を延長することができること。

- ・釜石市、大船渡市、山田町 【平成23年7月31日まで】
- ・陸前高田市、宮古市 【平成23年8月31日まで】
- ・大槌町 【平成23年10月31日まで】
- 2 高額介護サービス費等の支給に係る判定についても、当分の間、前々年所得又は被保 険者による簡易申告に基づき、暫定的に判定を行っても差し支えないこと。
- 3 その他

社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度についても上記1と同様の取扱いとして差し支えないこと。

岩手県保健福祉部長寿社会課 介護福祉担当 福井

TEL: 019-629-5435 FAX: 019-629-5444